

全国道路施設点検データベース（道路橋） データ登録に係る留意点

1. 点検データ等の登録料課金対象について
2. 補修・補強工事調書の登録料課金対象について
3. 道路管理データ（従来のMICHISystem）の登録料課金対象について
4. 跨線部など協定による委託点検を含む場合のデータ登録と登録料の課金について（管理運営側からの依頼事項）

1. 点検データ等の登録料課金対象について

- ①. 登録料は、調書(記録)データの橋梁単位、調書単位で課金する。
データベースへの登録料は、定期点検調書、第三者被害予防措置、塩害に関する特定点検、詳細調査（R4年度は登録料は生じない）等の橋梁単位(77条調査の橋梁単位が基本)、各調書(記録)単位で課金する。
延長の長い橋梁などで、複数業務で範囲を分割して点検をおこなう場合や、2年以上の年度に分割して点検をおこなう場合についての取り扱いについては、次頁を参照。
- ②. 登録料は、年度毎に課金する。
複数年契約の点検業務でも年度毎に当該年度に登録した調書(記録)データ分の登録料を課金する。
- ③. 定期点検データの登録料は点検業務で課金する。（診断業務で重複して計上しないように注意）
1 橋梁を点検業務と診断業務を異なる年度で行う場合であっても、点検業務のデータ登録年度にのみ登録料を課金する。
- ④. 定期点検と同時に第三者被害予防措置や塩害に関する特定点検を実施する場合でも、各調書(記録)の登録料は定期点検とは別に課金する。
ただし、定期点検と同時に第三者被害予防措置を実施し、かつ、定期点検調書に第三者被害予防措置の記録を含める場合には、定期点検の登録料のみ課金する。
- ⑤. 橋梁管理カルテの更新(履歴更新・新規登録)は、定期点検、第三者被害予防措置、塩害に関する特定点検等の登録料に含むものとし、別途課金しない。
- ⑥. 点検業務等データベースへの登録データを作成するために必要とするデータの閲覧・取得は登録料に含む。（業務範囲の過去の橋梁管理カルテ、点検調書等の閲覧・取得に限る）
- ⑦. その他（装備計画など）
 - ・ 第三者被害予防措置、塩害に関する特定点検の調書(記録)データの登録機能は、令和5年2月に装備予定である。
 - ・ オルソ画像データ等の点検支援技術データ、および、詳細調査データは、令和5年2月からデータベースに登録（アップロード）する機能を装備予定である。
 - ・ R4年度分のオルソ画像データ等の点検支援技術データ、および詳細調査データの登録（アップロード）に関する登録料等は徴収しない。R4年度の実績を踏まえてR5年度から登録料を課金する予定である。

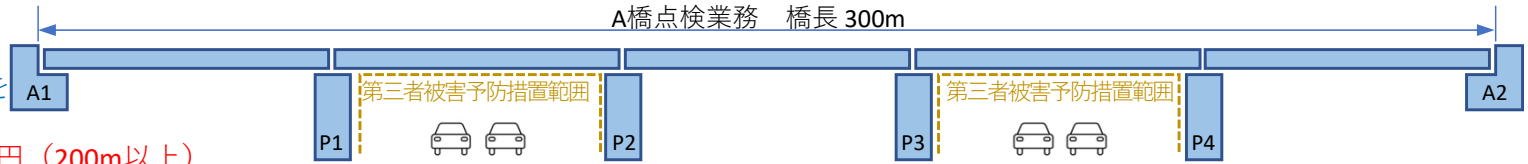
1-①. 延長の長い橋梁を分割して定期点検調書等を作成、登録する場合の登録料の課金例

1橋を1業務で点検する場合

CASE1

全径間の橋梁カルテ、点検調書をまとめて作成・登録する場合

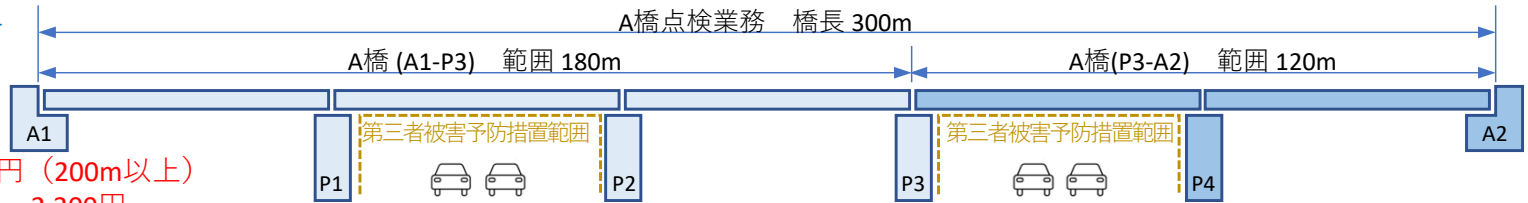
登録料 定期点検 34,760円 (200m以上)
第三者被害予防措置 2,200円



CASE2

A1-P3径間とP3-A2径間に分割して橋梁カルテ、点検調書を作成・登録する場合

登録料 定期点検 34,760円 (200m以上)
第三者被害予防措置 2,200円

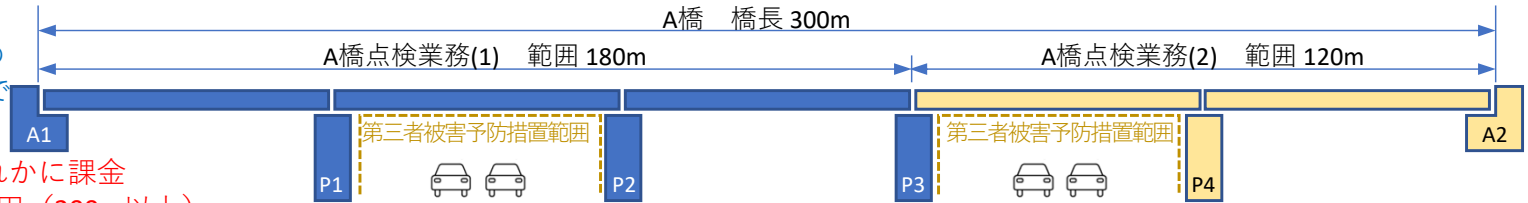


1橋を複数業務で点検する場合

CASE3

同年度にA1-P3径間、P3-A2径間の橋梁カルテ、点検調書を別業務でそれぞれ作成・登録する場合

登録料 業務(1)、(2)のいずれかに課金
定期点検 34,760円 (200m以上)
第三者被害予防措置 2,200円

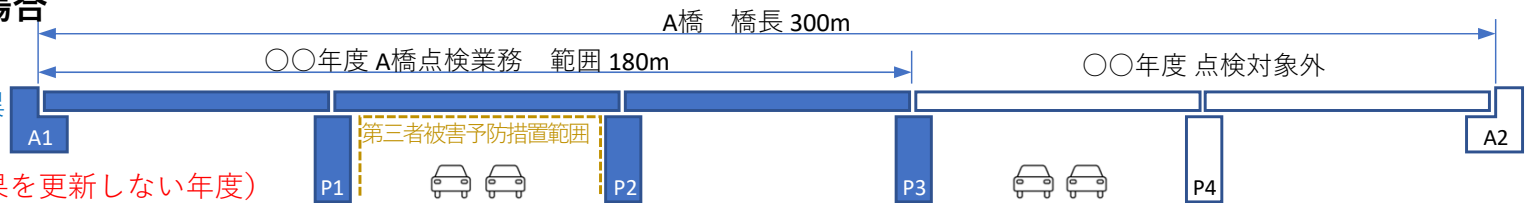


1橋を異なる年度で点検する場合

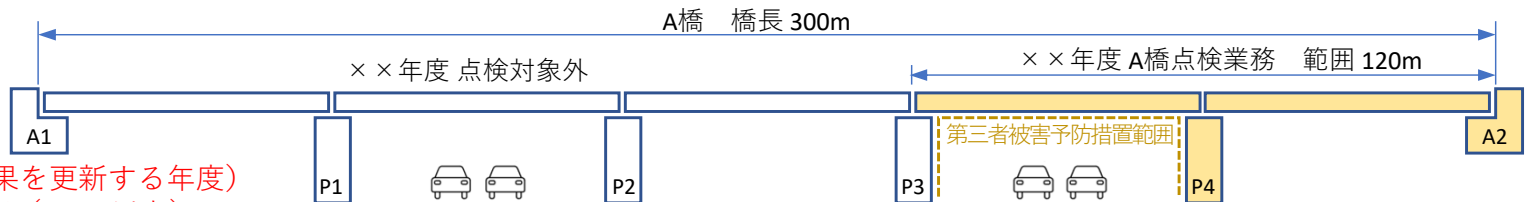
CASE4

A1-P3径間、P3-A2径間の点検を異なる年度でおこなう場合

〇〇年度 (77条調査で点検結果を更新しない年度)
登録料 課金しない 注1)



××年度 (77条調査で点検結果を更新する年度)
登録料 定期点検 34,760円 (200m以上)
第三者被害予防措置 2,200円



注1) 1橋を異なる年度で点検する場合 (CASE4) で、77条調査で点検結果を更新する年度の点検業務範囲が、跨線部など協定による委託点検のみとなる場合には、直轄の点検業務で点検をおこなう年度に登録料を課金する。 2

2. 補修・補強工事調書の登録料課金対象について

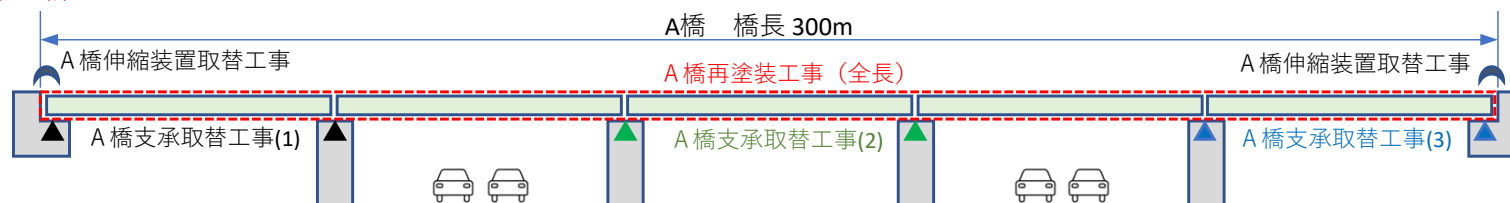
①. 登録料は、調書データの登録単位で計上する。

データベースへの登録料は、調書データを登録する単位で計上する。

同年度、同橋梁で複数の工事調書登録対象とする工事おこなった場合は、工事毎に登録料を計上する。

右図の場合、以下の5工事に課金

1. 再塗装工事
2. 伸縮装置取替工事
3. 支承取替工事(1)
4. 支承取替工事(2)
5. 支承取替工事(3)



②. 登録料は、工事完了年度に支払う。

年度を跨ぐ工事では、工事調書の登録をおこなう年度 = 工事完了年度に登録料を支払う。

③. 補修補強工事履歴登録のための橋梁管理カルテの更新登録は、補修補強工事調書の登録料に含むものとし、別途計上しない。

④. その他（装備計画など）

- ・補修補強工事調書データの登録機能は、令和5年2月に装備予定である。

3. 道路管理データ（従来のMICHIシステム）の登録料課金対象について

橋梁（構造幅2m以上、土被り厚1m未満の溝橋(カルバート)を含む）、橋側歩道橋の道路管理データは、R4年度から道路橋データベースに登録する。

R4年度の道路橋データベースへの登録作業は、道路管理データ更新登録業務でおこなうことを想定している。

①. 道路管理データの登録では、新規施設の登録のみ登録料を計上する。

その他、補修工事履歴等のデータの追加など既登録施設データの更新については登録料は課さない。

8. その他（装備計画など）

- ・道路管理データの登録機能は、令和5年2月に装備予定である。

4. 跨線部など協定による委託点検を含む場合のデータ登録と登録料の課金について（依頼事項）

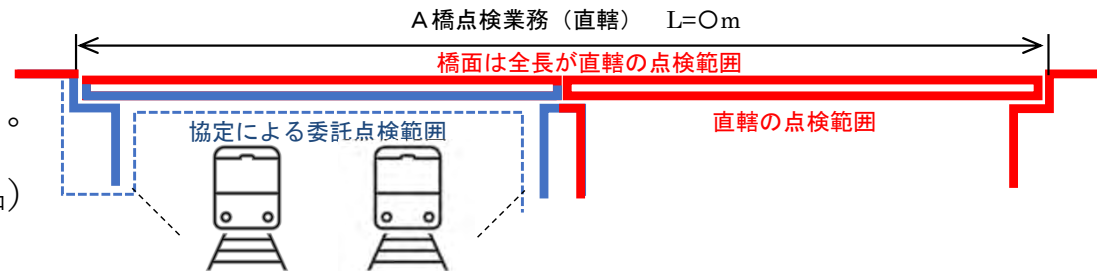
現在の道路橋DBの機能では以下の制約があります。

- ① 1橋当たり1つのデータセットでデータベースに登録、保管する仕組みであるため、2回目以降のデータ登録により、既登録データは上書き消去される。
- ② 登録施設リストにはデータ登録をおこなったユーザー（業者）が出力される。



機能の改良まで以下の対応をお願いします。

- ① データベースへの登録は1業者がおこなう。
- ② 直轄点検業務で登録をおこなう。
(協定による委託点検業務は従来同様の納品)



1. 同一年度に点検を実施する場合

対象区分	過去調書等資料の参照	入力用データの調達	入力済みデータの提出方法	登録料の課金
協定の委託点検範囲	DBを参照	DBから調達	データ納品 (DVD等) 協定による委託点検実施者は、道路管理者にデータを納品する	なし
直轄の点検範囲	DBを参照	DBから調達	DBに登録 直轄の点検業務受注者は、道路管理者から協定委託点検範囲のデータの貸与を受け、直轄の点検範囲のデータと合わせてデータを一本化した後にDBに登録する	あり(1橋分)

2. 異なる年度に点検を実施する場合

対象区分	過去調書等資料の参照	入力用データの調達	入力済みデータの提出方法	登録料の課金
協定の委託点検範囲	DBを参照	DBから調達	データ納品 (DVD等) 協定による委託点検実施者は、道路管理者にデータを納品する※	なし
直轄の点検範囲	DBを参照	DBから調達	DBに登録 直轄の点検業務受注者は、直轄点検範囲のデータをDBに登録する	あり(1橋分)

※協定先から納品されたデータは、道路管理者から同範囲の診断を担当する直轄の診断業務受注者が貸与を受け、診断結果を加えた後にDBに登録する。